

要求水準書 新旧対照表（令和 7 年 2 月 19 日修正）

No.	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	i)	項目等	旧	新
1	2	第 1	2	(3)						食育の推進	食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会等を実施できる施設とする。	食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを、児童生徒等（40 名程度/回）や保護者等が年間を通じて見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会（40 名程度、年間計 3 回程度）等を実施できる施設とする。
2	5	第 1	5							遵守すべき法制度等	本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号、平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、<u>適宜参照する。</u> なお、以下に記載のない法令等についても、<u>必要により適宜参照する。</u>	本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号、平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、<u>適宜参照すること。</u> なお、以下に記載のない法令等（関連する政令、条例等を含む。）並びに関連する要綱及び基準（最新版）等（以下「関係法令等」という。）についても<u>適宜参照するとともに、事業者の責任において調査を行い、事業者は各関係法令等に関する行政窓口等と協議を行い、本事業の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。</u>
3	24	第 2	1	(6)	ウ	(イ)				災害時の対応	炊き出し作業（汁物の調理を基本とし、 <u>2 釜を 2 回転、1 日 3 回</u> の炊き出しを想定）が行えるよう、照明など最低限必要となる設備等が 3 日間は稼働できるように電源を確保すること（職員用事務室内の電源を含む。）。なお、災害用発電設備の容量については費用対効果等を踏まえ、整備すること。	炊き出し作業（防災備蓄倉庫に保管する移動式 <u>回転釜</u> を使用し、汁物の調理を基本とし、 <u>2 釜を 2 回転（計 2,000 食程度）、1 日 3 回（計 6,000 食）</u> の炊き出しを想定）が行えるよう、照明など最低限必要となる設備等が 3 日間は稼働できるように電源を確保すること（職員用事務室内の電源を含む。）。なお、災害用発電設備の容量については費用対効果等を踏まえ、整備すること。

要求水準書 新旧対照表（令和 7 年 2 月 19 日修正）

No.	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	i)	項目等	旧	新
4	33	第 2	2	(2)						一般エリア 付帯施設 防災備蓄倉庫	a. 本市が調達する備蓄品（主食 17,000 食、副食 17,000 食、飲料水 17,000ℓ、毛布 6,000 枚など）の適切な保管に加え、災害支援物資の保管スペースを確保すること。 b. 災害時に防災備蓄倉庫から各避難施設へ配送する際に不便がないよう十分な荷さばきエリアを設けること。	a. 本市が調達する備蓄品（主食 17,000 食、副食 17,000 食、飲料水 17,000ℓ、毛布 6,000 枚など）の適切な保管に加え、災害支援物資の保管スペースを確保すること。 b. <u>移動式回転釜 4 釜を設置するとともに、炊き出しスペースを確保すること。</u> c. 災害時に防災備蓄倉庫から各避難施設へ配送する際に不便がないよう十分な荷さばきエリアを設けること。
5	64	第 6	1	(7)	キ	(イ)				セルフモニタリングの実施	事業者は、実際に提供するサービスが<u>要求水準書</u>に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。また、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。	事業者は、実際に提供するサービスが<u>要求水準書等</u>に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。また、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
6	64	第 6	1	(7)	キ	(イ)				セルフモニタリングの実施	事業者は、毎月、本市に<u>モニタリング報告書</u>を提出すること。<u>モニタリング報告書</u>には、次の内容を記載すること。 ・ <u>モニタリングの実施状況</u> ・ <u>モニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等</u> ・ 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等 ・ 要求水準未達が発生した場合の改善方策	事業者は、毎月、本市に<u>セルフモニタリング報告書</u>を提出すること。<u>セルフモニタリング報告書</u>には、次の内容を記載すること。 ・ <u>セルフモニタリングの実施状況</u> ・ <u>セルフモニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等</u> ・ 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等 ・ 要求水準未達が発生した場合の改善方策
7	64	第 6	1	(7)	キ	(オ)				セルフモニタリングの実施	—	事業者は、セルフモニタリング報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。 ・ 要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化（項目化）すること。 ・ 全ての項目について一項目ごとに整合性（合致しているか否か）の判断結果を記載すること。 ・ 全ての項目について一項目ごとに整合性の判断の根拠が確認できる書類（図面等を含む）の名称、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容、実践内容等を記入すること。